

藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定について
藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を次のように定める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び個人情報の保護に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示情報）

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）第6条第1号ウに掲げる情報（公務員等の氏名で職務の遂行に係る部分に限り、法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示請求に係る手数料）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無

料とする。

- 2 保有個人情報（当該保有個人情報が記録された文書等を複写した場合にあっては、当該複写した物を含む。）の写し（写し以外の物を交付する場合にあっては、当該写し以外の物を含む。以下この項において同じ。）の交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該開示請求者の負担とする。

（個人情報保護審査会）

第5条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定及び藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号。以下「議会条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、個人情報保護制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断を成し得る者のうちから議会の意見を聴き、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第6条 審査会に諮問をした実施機関及び市議会（以下「諮問庁」という。）は、審査会から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の規定による保有個人情報の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 2 何人も、審査会に対し、前項の求めに応じて提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

（市議会からの諮問に係る調査審議の手続）

第7条 議会条例第45条の規定による諮問に係る調査審議の手続については、前

条のほか、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定を準用する。

(規則への委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護制度運営審議会)

第9条 個人情報の適切な取扱いを確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次条又は議会条例第50条の規定により諮問された事項、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する合議体の意見を聴くものとされる事項及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての実施機関の諮問に応じた調査審議を行うものとする。

3 審議会は、委員9人以内で組織する。

4 審議会の委員は、市民のうちから4人以内及び学識経験を有する者のうちから5人以内で市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会に、専門委員3人を置き、学識経験を有する者の中から委嘱された審議会の委員のうちから選任する。

8 専門委員は、審議会の審議事項について専門的に調査研究をするものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護制度運営審議会への諮問)

第10条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると

認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 個人情報に関する条例を制定改廃する場合
- (3) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (4) 前3号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の
細則を定めようとする場合

(運用状況の報告及び公表)

第11条 市長は、各年度における法の運用状況について、毎年、規則で定めるところにより、議会に報告し、及び一般に公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(藤沢市個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧条例第20条第1項の規定による管理情報の開示の請求、第32条の規定による管理情報の訂正の請求、第33条の規定による管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求及び第34条の規定による管理情報の目的外のための利用等の差止め又は中止の請求については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第44条第1項中「第47条第1項」とあるのは、「藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第 号）第5条第1項」とする。
- 4 施行日前にされた旧条例第44条の規定による諮問に係る施行日以後の調査審議及び前項の規定により読み替えてなお従前の例によることとされた旧条例第44条第1項の規定による諮問に係る調査審議は、第5条第1項の規定により設置された審査会が行うものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第47条第4項の規定により委嘱された審査会の委員である者は、施行日に、第5条第3項の規定により、審査会の委員として

委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

6 第4項の規定により調査審議を行う場合の手続は、旧条例第48条から第53条までの規定の例による。

7 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第22条の規定による開示請求に係る諮問、施行日前にされた旧条例第54条2項第2号の規定による調査審議及び同項第3号の規定による建議は、第9条第1項の規定により置かれた審議会が行うものとする。

8 この条例の施行の際現に旧条例第54条第4項の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に、第9条第4項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和5年10月31日までとする。

9 第7項の規定による審議会の運営等は、なお従前の例による。

10 この条例の施行の際現に旧条例第54条第7項の規定により選任された審議会の専門委員である者は、施行日に、第9条第7項の規定により、審議会の専門委員として選任されたものとみなす。

11 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条第1項の規定により当該行為を処罰する規定がその効力を失うこととされているもの及び同条第2項の規定により当該行為に対する処罰がなお従前の例によることとされているものを除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

12 藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、法律による個人情報に関する規定が地方公共団体に直接適用されることに伴い、法の施行等に関し必要な事項を定め、及び現行の条例を廃止する等の必要による。